

## 参考配布

現在、熊本・佐世保・長崎・島原地区で当社のガスをご使用いただいているお客さまにつきましては、他のガス会社によるガス小売事業が開始されておりませんので、ガス会社の変更等による警報器リース契約への影響は発生いたしません。この度、約款を一部変更いたしますので、ご参考までにお知らせいたします。

平成 30 年 2 月

熊本・佐世保・長崎・島原地区で西部ガスの都市ガス  
警報器リースをご契約のお客さまへ

西部ガス株式会社  
西部ガスリビング株式会社

## ガス会社の変更に伴うガス警報器リース契約の取り扱いについて (お 知 ら せ)

日頃より西部ガスをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、当社の都市ガス警報器リースをご契約のお客さまにつきまして、下記のとおり、平成 27 年 10 月以降にご契約された際の「警報器・住宅用消火器個別／一括リース契約約款」について、内容を一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

昨年 4 月のガス小売自由化に伴い、都市ガスの需給契約を西部ガスから他のガス会社へご変更された場合は、ガス警報器リースの契約を解除させていただいておりましたが、本年 2 月 1 日以降は、他のガス会社へ需給契約を変更された場合でも警報器リース契約はそのまま継続いただけるようになります。

また、これまではガス料金と一緒に警報器リース代をいただいておりますが、ガスの需給契約を他のガス会社に変更された場合は、当月の警報器リース代を翌月初にご請求差し上げるようになります。その際、お支払方法が口座振替の方につきましては、「振替済みのお知らせ」を送付いたしませんので、あしからずご了承ください。

今後とも西部ガスをご愛顧賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

敬 具

### 【約款の変更内容について】

#### 第 4 条

新	旧
お客さまは、暦月によって算定されたリース料金（消費税等相当額を加えたものとする。以下同じ。）を原則として西部ガスが行うガス料金の請求と併せて一緒に支払いただきます。	お客さまは、暦月によって算定されたリース料金（消費税等相当額を加えたものとする。以下同じ。）を西部ガスが行うガス料金の請求と併せて一緒に支払いただきます。

※原則として…都市ガスを他のガス会社等でご契約される場合、リース料のみ請求させていただきます。

【ご連絡先】西部ガス(株)お客さまサービスセンター  
電話：0570-000-312  
ナビダイヤルをご利用になれない場合：092-633-2440  
受付時間：月～金（祝日除く）9:00～19:00  
土（祝日除く）9:00～17:00